

第1回新宮町総合教育会議議事録

1. 招集年月日 平成27年6月30日(火) 10:30~
2. 招集場所 新宮町役場 2階 第2会議室
3. 出席者 町長、教育長、教育委員長、教育委員3名
4. 出席事務局職員 学校教育課長、学校教育課長補佐、学校教育課主幹
総務課長、総務課長補佐、総務課主査
5. 議題
 - 1 あいさつ
 - 2 議事録署名者の氏名
 - 3 総合教育会議の概要について
 - 4 新宮町総合教育会議設置要綱の制定について
 - 5 教育の振興に関する施策の大綱について
 - 6 その他

○町長 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、平成27年度第1回新宮町総合教育会議を始めさせていただきます。総務課長に会議を進めさせますので、よろしくをお願いします。

○総務課長 おはようございます。本日、この会議を進行いたします総務課長の吉村と申します。よろしくお願いいたします。

さて、この総合教育会議は、今年の4月1日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によります教育委員会制度改革の最も大きな柱となっているものでございます。町長が主催いたします、この会議におきましては、町長と教育委員会が、重要な教育施策について協議・調整を行い、その方向性を共有して教育行政を進めていこうとするものでございます。

それでは、まず最初に、町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長 開催するにあたりまして、一言ご挨拶をいたします。私が記憶をいたしておるところによりますと、昭和38年から昭和54年まで町長を務められました第2代の横大路一町長の時代に、町長と学校長が直接話をして教育行政を色々話をされておったようなところを記憶しております。それから教育委員会制度ができて、やはり教育行政は政治色、また全国的に均等であるべきではないかということできて、教育行政と一般行政が分かれていったんではないかという気がします。どちらがいかということになりますと、私は、その当時のことも記憶しておりますが、非常に直接話ができるいいんじゃないかという気もいたしますが、やはり、全国的に見ると、やはり政治色が入ってきて、あまりそぐ

わないんじゃないかなということが出てきております。今回、このように制度改正がなされまして、町長、首長が直接教育行政に口出しができるようになってきてはおりますが、先生方のいろんな、やはり、ご審議ご提案が新宮町で非常によい方向になってきてますので、そこを大事にしながら、私も先生方と直接いろんな議論させていただきながら進めていくべきじゃないかと考えておりますので、今後ともまた先生方といろんなご審議の程をよろしく願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。続きまして、教育委員会を代表して恵良教育委員会委員長にご挨拶をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○教育委員長 特別何も準備はいたしておりませんが、制度が変わるということで、それぞれが意識を持って、決して楽になるというような意識ではなくて、新たな決意をもって臨んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長 ありがとうございます。続きまして、教育委員の皆さんに、簡単に自己紹介をお願いいたしたいと思えます。恵良委員長にはご挨拶いただきましたので、宮川教育長から順にお願いいたします。

○教育長 昨年度から全小中学校、コミュニティ・スクールに指定したわけですが、この真意のほどは、家庭、地域、それから学校がその連携や、総合力で育てるというスタンスにたって実施していて成り立っているものでございます。

今日1回目の総合教育会議でございますが、これまで以上に町長さんあるいは委員のみなさんお集まりの中で進められていくことは、大変素晴らしいことと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○教育委員 教育委員の平野と申します。新宮町の教育のために、町とそれから教育委員が一緒になってこれから頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育委員 教育委員の庄野でございます。2期目の6年経ったところです。全国でも珍しくて、子どもが増えている町で、1番人口が増えている町で、新しい小学校、中学校ができていて、すごく活性化しているところに、その時期に教育委員をさせていただいて、一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○教育委員 委員の横山です。よろしくお願いします。1期目の3年目になります。私もまだ子育て真っ最中で、教育委員の立場に立ってというよりも親の立場にたって色々と考えさせられております。いろんな勉強をさせていただいてますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○総務課長 ありがとうございました。それでは、これからは、この会議を主催いたします町長に、議長として進めていただきたいと思います。長崎町長、よろしくお願いいたします。

○町長 座って進めさせていただきます。それでは、レジュメに沿って進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

○町長 この会議は、議事録を作成し公表するよう努めなければならないとなっております。後日議事録を作成し、公表する予定ですので、まず議事録署名者の指名をいたします。平野委員よろしくお願いいたします。

○町長 それでは、さっそく議事に入ります。「総合教育会議の概要について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○総務課長 それではまず初めに、私の方から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要について説明させていただきます。すでに、皆さんご存じのとおりとは思いますが、平成27年4月1日より、教育委員会制度が大きく改正となっております。この改正の中で大きなものとしまして、まず1点目として、今開催しております総合教育会議を町長が設置し、開催することになったことです。2点目は、総合教育会議の中で協議・調整を行います。教育に関する大綱を町長が策定することになったことです。本町におきましては、大綱の素案の方は、やはり餅は餅屋といいますが、教育委員会の方で素案は作成していただいて、町長の方の総合計画等々とすりあわせて、そしてその結果、最終的に町の大綱として、教育行政の基本としていきたいと考えております。そして三つ目ですが、従来の教育委員長と教育長を一本化した、従来の教育委員長と教育長という形になっておりました。町長が教育長を今後、教育委員長と兼任で直接任命するという形に変わっております。教育長は、今まで教育委員の互選で決まっておりました。そういうところですが、直接任命するというふうに変ってきております。そして、教育長につきましては、今の宮川教育長の任期が平成27年9月30日までとなっております。それまでは、経過措置ということで、恵良教育委員長さんの方に今までどおり、お願いするということになりますけれども、それ以降は、教育長と教育委員長が本町においても1本化すると

いうこととでございます。それは、平成27年10月1日からということになります。そして、今回の教育委員会制度の改正で、町長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、町長が公の場で教育政策について議論することが可能となります。一方で、総合教育会議で、町長と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されておりますし、教育委員会制度の元々の趣旨であります、政治的中立性を保つということにつきましては、尊重していくということになります。具体的には、教科書選定や教職員人事について影響を及ぼすということとはございません。

それから、新宮町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を町長が策定することになっておりますが、これは、また後ほど議題で出てきますが、教育の目標や施策の根本的な方針を定め、策定した大綱の下に、町長及び教育委員会それぞれの所管する事務を執行するということとなります。このような、改正内容でございますが、この法改正は、本町より規模の大きな市あたりにおいて、首長と教育委員会の連携がうまくいってなかったんじゃないかというような反省にたつてのものであらうと思われまして、また、いじめ等の調査において、首長が直接指揮をとることがなかなか難しいというような事例も見受けられたことからの改正であらうと思われまして、本町の場合は、従来から教育委員会と町長との関係は良好に保たれておりましたので、こういう法改正に伴うような事実は本町にはなかったとは思っておりますが、今後町長が関与すべき領域と申しますか、そういったものが明確にされるという意味で、教育委員会との連携がより強固なものになるように、この会議を開催できればと思っております。

以上、概略でございますが、今回の法改正の趣旨と申しますか、この教育委員会改正に対しましての説明とさせていただきます。以上です。

○町 長 3番目までいきまして、4番目の「新宮町総合教育会議設置要綱の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事 務 局 総務課の藤と申します。よろしく申し上げます。この会議を開催するにあたり、新宮町総合教育会議設置要綱を制定させていただいておりますので、ご報告させていただきます。お手元の資料をご覧ください。先程から総務課長の話の中にも出てきておりますが、この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、この総合教育会議を設置することになっております。構成員としては、町長及び教育委員会をもって構成します。所掌事務については、法の中に定めてあるものをここに入れさせていただいております。会議は、町長が招集し、会議の議長となりますが、教育委員会からも町長に対し、

協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるようになっております。この会議は、原則公開となります。ここにも書いておりますけれども、場合によっては、公開しないということもあります。この会議は、議事録を総務課の方で作成します。先程、署名の委員さんを決めさせていただいておりますが、後日議事録ができましたら、確認をお願いしたいと思います。事務局は、総務課となります。この要綱を6月22日に公布させていただいております。大まかではあります、以上です。

○町 長 要綱は、以前配っていたのか？

○事 務 局 いえ、今日です。

○町 長 只今、新宮町総合教育会議設置要綱制定について、ご説明をしましたが、何かご意見・ご質問がありましたら、お願いいたします。ちょっと読んでいただきましょうかね。今、配っているということなので。内容を。1条ずつ説明をするか。

○事 務 局 これは、もう制定していて、この会議を開催するにあたり、例えば、会議は町長が招集し議長になるとか、会議を開くのに大まかなことを定めさせていただいているものですね。また、この会議の運営等に関して何か疑義が生じた場合は、この会議に諮って決めていくということにしておりますので、今後、何か出てきたときに、諮っていくというふうに考えております。この会議は、特別、毎月開かないといけないとか、そういうものでもなく、年何回開くとかいう決まりもございません。

○町 長 年何回か会議を開かないといけないとか定めがあるのか。

○事 務 局 いえ、ありません。ただ、大綱をこの会議に諮って策定するようになっていきますので、策定するまでに、あと1～2回は開かないといけないかなとは思っていますが。特に、毎月開かないといけないとか、年何回開かないといけないとか、そういう決まりはございません。

○総務課長 一応ですね、第3条の所掌事務の中で、重大な事案があって、それは教育委員会の方から、この事案はやっぱり町長と協議をしとかないかんというような提議があっても構わないし、町長の方から、これは大きな案件だから、教育委員会と意思疎通をはかっておこうという場合に開催することもございますので、あまり堅苦しい会議ではなくて、率直な意見を出せる場として捉えていただければと思っております。それと、申

し訳ございません。本来、この会議はネット等で会議の開催等のお知らせは、今後公開させていただこうかと思っております。というのが、この会議は公開が原則になっておりますので、それを知るべき機会がなかったということになっても、説明責任が果たせませんので、今回そこが抜かっておりますけれども、今後は、開催のお知らせをしたうえで、この会議を開催させていただくように進めさせていただきたいと思っております。

○町 長 この第3条にありますけども、文化の振興、これにつきましては、今回私は、文化振興財団、そぴあしんぐう、社会教育施設シーオーレ新宮と二つあるわけですが、そういったものを今後どう運営していくかということの検討会議を27年度に委員会を作ってやっていこうと。検討をしていくと。平成27年度中にですね。今、そぴあしんぐうを指定管理をしていますけれども、このあり方とか、文化振興財団、そして文化協会との整合性、そういったものを打ち出しておりますので、検討委員会を作って、メンバーを決めてやっていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○総務課長 その件につきましては、担当課の課長補佐の方から、どういうふうにするのか、補足説明をお願いします。

○社会教育課課長補佐 今、町長がお話されました件につきましては、この会議の前に開催されました教育委員会で、設置の要綱ですとか打ち出して検討していただきましたので、明日7月1日付けで要綱の公布をしまして、人材を集めて、先に委員の構成を決めまして、検討会議が動き出すという予定にしております。人選につきましても、事前に総務課長と打ち合わせした中で、個別に打診いたしまして、了解をいただいている先生方もいらっしゃいますので、できれば7月中に委員会を立ち上げていきたいと考えております。以上です。

○町 長 事前に人選を私に報告してください。

○社会教育課課長補佐 はい。

○町 長 よろしいでしょうかね。それでは今後、この要綱に基づきまして、総合教育会議を開催したいと思います。

次に、教育の振興に関する施策の大綱についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○総務課長 先程も少し触れさせていただきましたけれども、大綱につきましては、一応素案の方を教育委員会の方をお願いしております、各々の方にその素案といいますか、方向性が書かれたレジюмеがあるかと思えます。

今回の法改正で、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとなっております。この大綱を定めたり変更する時は、この総合教育会議において協議することとなっております。そして、大綱は公表することが原則となっておりますので、策定した後は、公表の手続きをしたいというふうに考えております。

大綱の策定の方法としましては、新たに大綱として策定する方法と、町が教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることも可能となっております。すでに、当然、何らかの目標を持って教育行政を行っているわけでございますので、すでにある計画を大綱に代えるという方法もあります。

教育委員会事務局から、目標等について説明がございますので、その後、大綱をどうするか、皆様方でご協議していただけたらと思っております。

それでは、教育委員会事務局の方から説明をお願いいたします。

○学校教育課長 A4の縦のクリップ止めのものを配布しております。大綱の基本となるものでございまして、現在、新宮町において、第5次新宮町総合計画、その中で、前期の基本計画の最終年度になっております。その中に体系としてあるのが、前期基本計画の施策体系といたしまして、第1章子育て環境が充実したまちということで、その中の4番に学校教育とその環境の充実。それから3番になりますが、就学前教育・保育の充実ということで、教育のことを謳っております。また、2章には、心豊かな人を育むまちとして、生涯学習の推進、生涯スポーツの推進、歴史・文化の継承と創造ということになっております。また、3章には、人権が尊重されるまちということで、人権教育と啓発の推進、人権行政の計画的推進、男女共同参画の社会づくり。また、9章の方では、みんなの力で地域づくりを進めるまちとして、コミュニティの振興、協働・公益活動の推進となっておりますが、この時代にあったコミュニティ・スクールという考え方があったので、現在は、コミュニティ・スクールとして進めております。その辺あたりがですね、協働で進めると、そういった関連した形の学校となっております。これを基本にしまして定めているのが、新宮町教育委員会主要施策でございまして、平成27年度版に掲載しております内容になっております。1番がですね、確かな学力、豊かな心、

健やかな体を育成する学校教育の充実。2番が、子どもや保護者から信頼され、地域とともにある学校づくりの推進。これが、前期基本計画の1章の学校教育の担当となっております。3番目の町民との協働で生涯学習社会の実現をめざす社会教育の充実、これが2章の生涯学習の推進。特色ある文化芸術活動とスポーツライフの創造というのが、2章の生涯スポーツの推進、歴史・文化の継承と創造となっております。それから、5番目が人権尊重精神を育成する学校教育・社会教育の推進。これが3章の人権教育と啓発の推進となります。現在、基本計画に沿った形で新宮町の教育委員会主催で新宮町の主要施策を定めております。それから、2章の2の部分で、コミュニティ・スクールで地域とともにある学校づくりの推進ということで、推進をしておるところであります。それから、町長の方が公約に出されました、「進化する町新宮」ということで、子育て支援、子どもが伸びやかに育つ子育て環境を作ります、小中学校への教育支援をしますという形で公約を出されております。新設小学校を含め開校予定になっております学校の教育環境の整備、それから中学校予定地周辺のまちづくりを行うという形で、町長が公約を出されておりますので、「進化する町新宮」をキーワードにですね。それでは、次のページに。新宮町の教育大綱として、基本計画のみんなの新宮町未来化計画。それから先程の町長の公約にもありました「進化」「協働」していく、男女共同参画や地域と協働していく、コミュニティ・スクールの精神ですね、それから、学校教育、社会教育、皆様とともに育てていくという「共育」を行う、子育て新宮を謳っているものになっております。概章としましては、はじめにということで、教育大綱策定の背景と趣旨。これは、いわゆる地方教育行政の法律の改正であったり、それによって教育大綱を定めるという形のもので、今回の策定に至るまでの経緯です。それから2番目の教育大綱の位置付けとしましては、第5次新宮町総合計画、これが、町の将来像として「人が輝き 快適に暮らせる元気なまち 新宮」、それから基本理念として、人にやさしいまちづくり、環境共生のまちづくり、協働で拓くまちづくりとなっております。本総合教育会議におきまして、これに即する形で、新宮町教育大綱を定めていく、となります。それを基に「新宮町教育振興基本計画」、これが新宮町教育大綱と連動していくという形になります。以上、教育大綱の位置付けとなってまいりますので、3番の教育大綱の実施期間としまして、第5次の前期計画、下の方に示しますように、平成23年から平成32年までの期間でございます。その前期計画が、平成27年度、今年度までとなっております。本年度中に後期計画を定めて、28年から32年までが後期計画の期間となります。そして、新宮町の教育大綱といたしましては、この27年度の途中から、30年度までが町長の任期でございますので、その3年半ぐらいですので、今回の大綱期間として実施し、残

りの2年は検証・見直し、新たな大綱を策定していく形と、新宮町の教育振興基本計画におきましては、平成31年度に新設中学校を開校いたしますので、この期間を新宮町教育振興基本計画の期間として定めていこうと考えております。以上のですね、学校教育と教育大綱に基づく施策を実施していくということで、大綱に掲げる基本目標の達成に向けて、概ね5つなり、4つなり、5つなりということであげておりますので、5つの重点目標ということで述べさせていただきます。「進化」「協働」「共育」による教育の町新宮。重点目標としまして、これは「未来をひらく健やかに育つ子どもの育成」目指す子ども像、どのような形で育てるか、進化する町。それから、新設小、新設中開校、開校に合わせ既存小中学校の教育力向上をしていこうと。いわゆる新宮町の未来を担う子ども達、健やかに育つ子ども達を、目指す子ども像としていこうと。

次ページですね。重点2「学校・地域・家庭の連携による教育力の向上」を目指す。現在、新宮町においては、全小中学校をコミュニティ・スクールに指定して活動を展開しております。学校教育課を中心に、学校・地域・家庭の協働の部分ですね。これにより、教育力を向上していこうということですね。重点2は、学校・地域・家庭の連携による教育力の向上、いわゆるコミュニティ・スクールの推進ということ掲げております。これがいわゆる協働の部分になります。

重点3「生き抜く力をはぐくむ学校教育の充実」教育行政の教育施策の中でも、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成する学校教育。信頼される学校づくりということで進めております。今後ですね、新設小中学校の開校、それから現在トイレの改修を行っております。それから空調機設置、耐震化を現在進めております。これは、生き抜く力をはぐくむ学校教育の充実ということでやっております。

4番目がですね、これが社会教育の部分になります。生涯学習ですとか、文化・芸術活動、スポーツ活動を通じて、町民の文化・芸術やスポーツ活動を支援していくという形になります。社会教育の部分の文化・芸術、スポーツを生涯に渡って学び続け、生き方を拓く、社会教育の充実ということになっております。

それから、重点5人権が尊重されるまち。人権・同和教育の推進、今後も平行して進めていく考えでございます。規範意識・奉仕精神・人権意識の醸成と自立心・自尊感情の向上。道徳教育の充実も考えております。いじめ防止対策の推進も行っております。それから、男女共同参画社会に対応する形で、いわゆる人権が尊重されるまちを推進していくことになります。重点5は、人権が尊重されるまちとなっております。

3番目の重点目標達成のための方向性とは、今回のも含めて5つの重点目標に対応したような形で方向性を定めていくということになります。今回、大綱の素案を作らせていただきたいと考えております。以上

のことを取り入れながら、新宮町教育大綱の素案を策定させていただきたいと考えております。以上で、説明を終わらせていただきます。

○町 長 今、大綱について説明がありました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。本年度、第5次総合計画の前期基本計画の検証をしつつ、後期基本計画、これを本年度作成する予定で準備を今、政策経営課で進めております。それと共に教育大綱を、今、大まかな説明がありましたが、策定しないといけないということでございます。次回の会議までに、大綱の素案を策定をしまして、またこの会議で大綱について諮らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。何かご質問等ございませんでしょうか。

○教 育 長 それで、大綱を策定するというところで、この新宮町の教育大綱が、どのような、どこに向かっているのかというのが分かるようにするために、やはり、どういう提案的なものができるかということで阿部補佐の方から説明がありました、「進化」「協働」「共育」による教育の町、これを新宮町未来化計画と共に掲げてはどうかというところでの提案なんですけども。まずは、そここのところについてですね、教育委員みなさんのご意見をお伺いしたいのですが。

町長の公約の中に、進化するまちとありますが、この「進化」のとらえ方が、重点1にあげておりますような内容でよろしいかどうか。これは、進化を「確かな成長」ということで捉えているんですよ。

○町 長 今、教育長がおっしゃられたような、進化するまち新宮、これを未来化計画を基に大綱を作っていくということでよろしいですかね。

○教 育 長 重点目標の下に、重点1～5まで5つの柱があって、新たなに新しいものをつくるというよりも、元々あるものに町長の公約と第5次総合計画の二つの内容を加えた形としている。重点1～5を柱として策定してよいか。そこまで決めて頂けたらと思います。重点1は、「進化」で、確かな成長ということころで内容を作っております。重点2は、協働ですから、絆ということですね。重点3は、教育環境の整備、重点4は、生涯学習、重点5は、人権。そういった内容で、柱として大綱を作ってよろしいか、そこまでいただくと、あとは、まとめて作りたいと思います。

○町 長 第5次総合計画との整合性は、あるわけですか。

○学校教育課長 先程、1番表に示しております新宮町教育委員会主要施策は、第5次

総合計画を基に作っております。そこには、学校教育のことや社会教育、人権のことを載せております。昨年度から、コミュニティ・スクールというものを推進しておりますので、そこが1番大きなところになっていくんじゃないかなと。たくさんの地域の方々等から支援を頂きながら、コミュニティ・スクールを推進しておりますので、やはり、新設小中学校の開校に向けて、未来を見る形で、地域と共に学校教育を推進するという事で、これを1番に掲げております。

○町 長 第5次総合計画の中でも、学校建設は入ってなかったですけどね。前に進んでいきようですからね。

先生方のご助言をよろしく願いたします。よろしいですかね。それでは、他にないようですので、これで、第1回新宮町総合教育会議を閉会したいと思います。今日は、本当に、お忙しい中ありがとうございました。